

マイナンバーカード手続の特別開庁

平日の時間内に来庁できない方へ、マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも利用可能です。(無料)

7月13日(木) 17時15分～19時

7月29日(土) 9時～12時

予約方法 事前にお電話ください。 ※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

マイナンバーカード 公金受取口座情報の確認



マイナンバーカードに紐つけた口座情報の確認をお願いします。

確認方法 マイナポータルにログイン後、注目の情報で「公金受取口座の登録・変更」を選び、マイナンバーカードを使用しご確認ください。

健康いきいき課からのお知らせ

TEL 0493-59-6911

蚊を介する感染症の予防対策

これから蚊が発生する季節を迎えます。蚊が媒介する感染症にかからない

長寿生きがい課からのお知らせ

TEL 0493-62-0718

7月は虐待ゼロ推進月間



虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。(ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合0120-80-7171、どちらもつながらない場合は048-762-7533)

環境課からのお知らせ

TEL 0493-62-0719

野外焼却の禁止



廃棄物の野外焼却は、原則法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または、その両方の罰則が科せられる恐れがあります。やむを得ず軽微な焼却をする場合も煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめたり、風向きや強さ、時間帯を考慮するなどご近所の理解を得て迷惑にならない

ためには、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。 ようにしましょう。

・海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう。

・蚊は、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。 ※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。これらの対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

HPV(子宮頸がんウイルス) ワクチン接種に関する無料オンライン相談



埼玉県産婦人科医学会では、HPVワクチンや、ワクチン接種前後の不安や疑問についての相談窓口をオンライン開設しています。アプリから24時間予約可能で、スマートフォンやパソコンの画面を通じて、産婦人科医が無料で

空き地等の適正管理



空き地等の所有者または管理者は、敷地内の雑草を繁茂させないまたは庭木が隣地や道路までに影響を及ぼさないように適正に管理しなければなりません。

管理が適正にされない周辺住民の生活環境が悪化を招くこととなりますので空き地等の適正管理をお願いします。

教育総務課からのお知らせ

TEL 0493-62-0823

学校給食費の一部補助



児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し子育て支援を推進するため、学校給食費を補助します。

対象者 ①～④全てを満たす方

②小・中学校に在籍する2人以上の児童生徒を養育し、そのうち2人目以降の児童生徒が嵐山町立の学校に通学している。

③嵐山町の学校給食費(過年度分含む)を滞納していない。

相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

対 埼玉県在住の方

料 無料(1回あたり30分まで)

内 ①HPVワクチン接種前の不安、疑問などの相談

②HPVワクチン接種後の不安、疑問、定期検診などに関する相談(接種後の体調変化など症状のある方は接種をつけた医師、またはかかりつけの医師にご相談ください)

福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

物価高騰対策として、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

◆対象児童

平成17年4月2日から令和6年2月未までに生まれた子供

◆支給対象者

対象児童特別児童扶養手当対象児童は平成15年4月2日生からの養育者であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方

◆支給額

対象児童一人につき、5万円 ◆支給手続

④生活保護や就学援助等他の公的扶助制度により学校給食費に相当する額の支給を受けていない。

補助金の額

嵐山町学校給食費を保護者が実際に負担した児童生徒のうち、2人目は2分の1相当額、3人目以降は全額

対象期間 前期4月から9月まで後期10月から翌年3月まで

※4月から翌年3月までの1年分が対象です。

申請期限 8月31日(木)まで

※必ず申請が必要です。

申請先 教育総務課

※申請書は町ホームページよりダウンロード、または教育総務課でお渡ししています。

注意事項

①全ての対象期間での補助を受ける場合は、8月31日(木)までに申請が必要で、期限内に申請された方は、後期分の申請をする必要はありません。

②申請期限を過ぎた場合も、令和6年2月29日(木)までは申請を受け付けますが、その場合の補助対象期間

は、「後期」のみとなります。

③対象となる児童生徒がいる場合も、月々の給食費は決められた期日まで全額支払う必要があります。

④審査の関係上、後期分の給食費の支払い状況は、3月5日(火)までの支

申請書類は役場窓口または町ホームページでダウンロードできます。

◆申請期限

令和6年2月29日(木)

※令和5年5月31日支給「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を受給された方は対象外。

「社会を明るくする運動」強化月間・再犯防止啓発月間

社会を明るくする運動とは、すべての人が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。7月は強化月間、再犯防止月間となります。

「愛の募金運動」にご協力をお願いします

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会では、法務省主催の「社会を明るくする運動」期間中に「愛の募金運動」を行っています。

愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の圖書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力をお願いします。

払い分で確認します。

学校閉庁日のお知らせ

町内小中学校では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進するため、夏休み期間に学校閉庁日を設けています。

学校閉庁日の学校の電話は留守番電話対応とさせていただきます。

転出入の手続きや学校への相談、手続き等は、可能な限りこの期間外にお

願いします。

なお、緊急に対応をする必要のあることについては、教育総務課にご連絡ください。

学校閉庁日 8月11日(金)～16日(水)

生涯学習課からのお知らせ

TEL 0493-62-0824

嵐山町B&G海洋センターのプール開設の見送り

嵐山町B&G海洋センターでは、例年夏季にプールを開設しておりますが、施設の老朽化に伴い当面の間は開設を見送ります。ご理解とご協力をお願いします。